

伊予市補助金等交付規則 新旧対照表

新	旧	備 考
<p>伊予市補助金__交付規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、市が交付する補助金_____の交付手続等について基本的事項を定めることにより、予算の執行の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 補助金__ 市が交付する補助金、交付金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けないもの<u>の総称</u>をいう。 (2) 補助事業__ 補助金__の交付の対象となる<u>事業(関連する事務を含む。)</u>をいう。 (3) 補助事業者 補助事業__を行う者をいう。</p> <p>(交付の対象) 第3条 補助金__は、市長が公益上必要があると認める補助事業__の遂行に対し、予算の範囲内において、その必要な経費(以下「補助対象経費」という。)の全部又は</p>	<p>伊予市補助金等交付規則</p> <p>(目的) 第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、市が交付する補助金等について、その交付手続等について基本的事項を定めることにより、予算の執行の適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 補助金等 市が交付する補助金、交付金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けないもの_____をいう。 (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる<u>事務又は事業</u>_____をいう。 (3) 補助事業者 補助事業等を行う者をいう。</p> <p>(交付の対象) 第3条 補助金等は、市長が公益上必要があると認める補助事業等の遂行に対し、予算の範囲内において、その必要な経費_____の全部又は</p>	<p>規則名の変更</p> <p>文の省略</p> <p>補助金等⇒補助金 補助事業等⇒補助事業</p>

新	旧	備 考
<p>一部について交付する。</p> <p>(補助事業者の責務)</p> <p>第4条 補助事業者は、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金__の交付目的に従い、誠実かつ適正に補助事業__を行うように努めなければならない。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第5条 補助金__の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める日までに、次に掲げる事項を記載した申請書により市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 交付を受けようとする補助金__の額 (中略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、補助事業__の実績に基づき精算額で補助金__の交付を受けようとするときは、その実績を証する書類を添えることをもって、同項各号に掲げる書類に代えることができる。</p> <p>4 市長は、補助事業__の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第2項に掲げる書類の全部又は一部を省略させることができる。</p> <p>(交付の決定)</p> <p>第6条 市長は、補助金__の交付の申請があったときは、</p>	<p>一部について交付する。</p> <p>(補助事業者の責務)</p> <p>第4条 補助事業者は、補助金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等の交付目的に従い、誠実かつ適正に補助事業等を行うように努めなければならない。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第5条 補助金等の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める日までに、次に掲げる事項を記載した申請書により市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 交付を受けようとする補助金等の額 (中略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、補助事業等の実績に基づき精算額で補助金等の交付を受けようとするときは、その実績を証する書類を添えることをもって、同項各号に掲げる書類に代えることができる。</p> <p>4 市長は、補助事業等の目的及び内容により必要がないと認めるときは、第2項に掲げる書類の全部又は一部を省略させることができる。</p> <p>(交付の決定)</p> <p>第6条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、</p>	

新	旧	備 考
<p>その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金__の交付の可否を決定するものとする。</p> <p>2 市長は、補助金__の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。</p> <p>3 市長は、補助金__の交付の可否を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を申請者に通知するものとする。</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第7条 前条の規定による通知を受けた申請者は、当該通知に関し、補助金__の交付に係る決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内（市長が別に期日を定めたときは、その期日まで）に、文書をもって当該申請の取下げをすることができる。</p> <p>2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金__の交付の決定は、なかったものとみなす。</p> <p>(補助事業__の変更等)</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業__の内容、事業費、<u>補助対象経費</u>、財源、事業期間等を変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業__を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p>	<p>その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金<u>等</u>の交付の可否を決定するものとする。</p> <p>2 市長は、補助金<u>等</u>の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。</p> <p>3 市長は、補助金<u>等</u>の交付の可否を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときはその条件を申請者に通知するものとする。</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第7条 前条の規定による通知を受けた申請者は、当該通知に関し、補助金<u>等</u>の交付に係る決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内（市長が別に期日を定めたときは、その期日まで）に、文書をもって当該申請の取下げをすることができる。</p> <p>2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金<u>等</u>の交付の決定は、なかったものとみなす。</p> <p>(補助事業<u>等</u>の変更等)</p> <p>第8条 補助事業者は、補助事業<u>等</u>の内容、事業費、<u>_____</u>財源、事業期間等を変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業<u>等</u>を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。</p>	

新	旧	備 考
<p>(状況報告)</p> <p>第10条 市長は、補助事業__の遂行の状況に関し、補助事業者に報告を求めることができる。</p> <p>(補助事業__の遂行要請)</p> <p>第11条 市長は、補助事業__が補助金__の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業__を行うべきことを要請することができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第12条 補助事業者は、補助事業__が完了したとき（補助事業__の廃止の承認を受けたときを含む。）は、別に定める日までに、次に掲げる書類を添付した報告書により市長に報告しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が補助事業__の実績に基づき精算額で補助金__の交付を決定したときは、同項の報告は要しないものとする。</p> <p>(補助金__の額の確定)</p> <p>第13条 市長は、前条第1項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業__の成果が補助金__の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める</p>	<p>(状況報告)</p> <p>第10条 市長は、補助事業<u>等</u>の遂行の状況に関し、補助事業者に報告を求めることができる。</p> <p>(補助事業<u>等</u>の遂行要請)</p> <p>第11条 市長は、補助事業<u>等</u>が補助金<u>等</u>の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業<u>等</u>を行うべきことを要請することができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第12条 補助事業者は、補助事業<u>等</u>が完了したとき（補助事業<u>等</u>の廃止の承認を受けたときを含む。）は、別に定める日までに、次に掲げる書類を添付した報告書により市長に報告しなければならない。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が補助事業<u>等</u>の実績に基づき精算額で補助金<u>等</u>の交付を決定したときは、同項の報告は要しないものとする。</p> <p>(補助金<u>等</u>の額の確定)</p> <p>第13条 市長は、前条第1項の規定による報告があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業<u>等</u>の成果が補助金<u>等</u>の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める</p>	

新	旧	備 考
<p>ときは、交付すべき補助金__の額を確定し、補助事業者 に通知するものとする。</p> <p>(是正のための措置)</p> <p>第14条 市長は、前条の規定による審査及び調査の結果、 補助事業__の成果が補助金__の交付の決定の内容及び これに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補 助事業__につき、これらに適合させるための措置をとる べきことを当該補助事業者に命ずるものとする。</p> <p>2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って行う 補助事業__について準用する。</p> <p>(補助金__の交付)</p> <p>第15条 市長は、第13条の規定により確定した額を補助事 業__が完了した後において交付するものとする。ただ し、補助金__の交付の目的を達成するため特に必要があ ると認めるときは、概算払又は前金払により補助金__の 全部又は一部を交付することができる。</p> <p>2 補助事業者は、補助金__の交付を受けようとするとき は、請求書により市長に請求するものとする。</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当 するときは、補助金__の交付の決定の全部又は一部を取 り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により補助金__の交付を受</p>	<p>ときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者 に通知するものとする。</p> <p>(是正のための措置)</p> <p>第14条 市長は、前条の規定による審査及び調査の結果、 補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及び これに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補 助事業等につき、これらに適合させるための措置をとる べきことを当該補助事業者に命ずるものとする。</p> <p>2 第12条の規定は、前項の規定による命令に従って行う 補助事業等について準用する。</p> <p>(補助金等の交付)</p> <p>第15条 市長は、第13条の規定により確定した額を補助事 業等が完了した後において交付するものとする。ただ し、補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があ ると認めるときは、概算払又は前金払により補助金等の 全部又は一部を交付することができる。</p> <p>2 補助事業者は、補助金等の交付を受けようとするとき は、請求書により市長に請求するものとする。</p> <p>(交付決定の取消し)</p> <p>第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当 するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取 り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受</p>	

新	旧	備 考
<p>けたとき。</p> <p>(2) 補助金__を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 補助金__の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 法令若しくはこの規則に違反し、又は市長の命令に従わなかったとき。</p> <p>2 前項の規定は、第13条の規定による補助金__の額の確定があった後においても、適用があるものとする。</p> <p>(補助金__の返還)</p> <p>第17条 市長は、補助金__の交付の決定を取り消した場合において、補助事業__の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金__が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p> <p>2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金__の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金__が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。</p> <p>(取得財産等の処分)</p> <p>第18条 補助事業者は、補助事業__により取得し、又は効用の増加した財産(次項において「取得財産等」という。)のうち、次に掲げるものを補助金__の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する(次項において「処分」と総称する。)場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金__の全</p>	<p>けたとき。</p> <p>(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 法令若しくはこの規則に違反し、又は市長の命令に従わなかったとき。</p> <p>2 前項の規定は、第13条の規定による補助金等の額の確定があった後においても、適用があるものとする。</p> <p>(補助金等の返還)</p> <p>第17条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。</p> <p>2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。</p> <p>(取得財産__の処分)</p> <p>第18条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産_____のうち、次に掲げるものを補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する_____場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金等の全</p>	<p>取得財産等の処分について、次項を設ける。</p>

新	旧	備 考
<p>部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金__の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 不動産及びその従物</p> <p>(2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金__の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて指定するもの</p> <p><u>2 市長は、補助事業者が前項本文の承認を受け取得財産等を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。</u></p> <p>(帳簿等の整備)</p> <p>第19条 補助事業者は、補助事業__の施行に関する証拠書類、帳簿等を整備し、補助事業__の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。<u>補助事業に係る計画書その他の関係書類も同様とする。</u></p> <p>(検査等)</p> <p>第20条 市長は、補助事業__の施行に関し必要があると認めるときは、補助事業者__に対して報告をさせ、又は職員に<u>関係書類その他の物件を調査させることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 不動産及びその従物</p> <p>(2) 機械及び重要な器具で市長が指定するもの</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めて指定するもの</p> <hr/> <p>(帳簿等の整備)</p> <p>第19条 補助事業者は、補助事業等の施行に関する証拠書類、帳簿等を整備し、補助事業等の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。_____</p> <hr/> <p>(検査等)</p> <p>第20条 市長は、補助事業等の施行に関し必要があると認めるときは、補助事業者等に対して報告をさせ、又は職員に<u>関係書類その他の物件を調査させることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>処分に当たって納付させることがあるとの追記</p> <p>補助事業によって計画書等が発生するものがあるため追記</p>

新	旧	備 考
<p>(補則) 第21条 この規則に定めるもののほか、補助金__の交付に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 この規則の施行の際現にある補助金__の交付に係る要綱その他の規程は、この規則の規定に基づき定められたものとみなす。</p>	<p>(補則) 第21条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置) 2 この規則の施行の際現にある補助金等の交付に係る要綱その他の規程は、この規則の規定に基づき定められたものとみなす。</p>	

伊予市補助金等に関するガイドライン 新旧対照表

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">伊予市〇〇〇〇補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第〇条 この要綱は、〇〇するため(〇〇のため)、〇〇に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、_____</p> <p style="text-align: right;">伊予市補助金等交付規則(令和3年伊予市規則第3号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義) ※定義を定めない場合は不要</p> <p>第〇条 この要綱において<u>使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇をいう。</p> <p>(2) 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇をいう。</p> <p>(3) 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇をいう。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第〇条 補助の対象となる事業_____</p> <p>_____は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 〇〇事業</p> <p>(2) 〇〇事業</p> <p>(3) 〇〇のために行う事業</p> <p>(4) その他〇〇の活動目的を達成するために必要な事業</p> <p>_____</p> <p>※(4)は原則、使用しないこと。</p>	<p style="text-align: center;">伊予市〇〇〇〇補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第〇条 この要綱は、〇〇するため(〇〇のため)、〇〇に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>2 前項の補助金の交付に関しては、伊予市補助金等交付規則(令和3年伊予市規則第3号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、<u>この要綱に定めるところによる。</u></p> <p>(定義) ※定義を定めない場合は不要</p> <p>第〇条 この要綱において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該_____各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇をいう。</p> <p>(2) 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇をいう。</p> <p>(3) 〇〇〇 〇〇〇〇〇〇をいう。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第〇条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。</p> <p>(1) 〇〇事業</p> <p>(2) 〇〇事業</p> <p>(3) 〇〇のために行う事業</p> <p>(4) その他〇〇の活動目的を達成するために必要な事業</p> <p>_____</p> <p>※(4)は原則、使用しないこと。</p>	<p>条文をシンプルに</p>

新	旧	備 考
<p>(補助対象経費)</p> <p>第〇条 <u>補助対象経費</u> _____は、前条に規定する事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする(次の表のとおりとする)。 (補助金の額)</p> <p>第〇条 補助金額は、補助対象経費の額の〇分の〇以内の額とする(補助金の上限額は、〇〇円とする)。 (補助金の交付申請)</p> <p>第〇条 規則第5条第1項に規定する申請は、様式第〇号により行うものとする。 <u>※第2項以降は、実績に基づき精算額で交付する補助金の場合には不要</u></p> <p>2 規則第5条第2項第1号の事業計画書の様式は、様式第〇号による。_____</p> <p>3 規則第5条第2項第2号の収支予算書の様式は、様式第〇号による。_____</p> <p>4 規則第5条第2項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 〇〇又は〇〇 (2) 〇〇の分かる詳細図面 (補助金の交付決定)</p> <p>第〇条 規則第6条第3項に規定する通知は、様式第〇号により行うものとする。 (補助事業の変更等承認申請)</p> <p>第〇条 規則第8条に規定する承認の申請は、様式第〇号により行うものとする。</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第〇条 <u>補助の対象となる経費</u>(以下「補助対象経費」という。)は、前条の補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする(次の表のとおりとする)。 (補助金の額)</p> <p>第〇条 補助金額は、補助対象経費の額の〇分の〇以内の額とする(補助金の上限額は、〇〇円とする)。 (補助金の交付申請)</p> <p>第〇条 規則第5条第1項に規定する申請は、様式第〇号により行うものとする。 <u>※第2項以降は、実績に基づき精算額で交付する補助金の場合には不要</u></p> <p>2 規則第5条第2項第1号の事業計画書の様式は、様式第〇号により行うものとする。_____</p> <p>3 規則第5条第2項第2号の収支予算書の様式は、様式第〇号により行うものとする。_____</p> <p>4 規則第5条第2項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 〇〇又は〇〇 (2) 〇〇の分かる詳細図面 (補助金の交付決定)</p> <p>第〇条 規則第6条第3項に規定する通知は、様式第〇号により行うものとする。 (補助事業の変更等承認申請)</p> <p>第〇条 規則第8条に規定する承認の申請は、様式第〇号により行うものとする。</p>	<p>補助金交付規則の変更による</p> <p>様式の指定</p> <p>様式の指定</p>

新	旧	備 考
<p>2 規則第9条第2項に規定する通知は、様式第○号により行うものとする。</p> <p>(状況報告) ※<u>求めることが必要ない場合は不要</u></p> <p>第○条 規則第10条に規定する報告は、補助金の交付の決定に係る年度の○月○日までの事業の遂行状況を、○月○日までに様式第○号により行うものとする。</p> <p>(実績報告) ※<u>実績に基づく精算額で交付する補助金の場合には不要</u></p> <p>第○条 規則第12条第1項に規定する報告は、補助事業が完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して○日以内又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第○号により行うものとする。</p> <p>2 規則第12条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第○号による。</p> <p>3 規則第12条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第○号による。</p> <p>4 規則第12条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 領収書の写しその他支払を証する書類</p> <p>(2) ○○が分かる写真</p> <p>(補助金等の額の確定) ※<u>実績に基づく精算額で交付をする場合は不要</u></p> <p>第○条 規則第13条に規定する通知は、様式第○号により行うものとする。</p> <p>(補助金の請求) ※<u>概算払以外で交付、実績に基づく</u></p>	<p>2 規則第9条第2項に規定する通知は、様式第○号により行うものとする。</p> <p>(状況報告) ※<u>求めることが必要ない場合は不要</u></p> <p>第○条 規則第10条に規定する報告は、補助金の交付の決定に係る年度の○月○日までの事業の遂行状況を、○月○日までに様式第○号により行うものとする。</p> <p>(実績報告) ※<u>実績に基づく精算額で交付する補助金の場合には不要</u></p> <p>第○条 規則第12条第1項に規定する報告は、補助事業が完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して○日以内又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式第○号により行うものとする。</p> <p>2 規則第12条第1項第1号の事業報告書の様式は、様式第○号のとおりとする。</p> <p>3 規則第12条第1項第2号の収支決算書の様式は、様式第○号のとおりとする。</p> <p>4 <u>様式</u>第12条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 領収書の写しその他支払を証する書類</p> <p>(2) ○○が分かる写真</p> <p>(補助金等の額の確定) ※<u>実績に基づく精算額で交付をする場合は不要</u></p> <p>第○条 規則第13条に規定する通知は、様式第○号により行うものとする。</p> <p>(補助金の請求) ※<u>概算払以外で交付、実績に基づく</u></p>	<p>様式の指定</p> <p>様式の指定</p>

新	旧	備 考
<p>精算額で交付する場合は不要。概算払、精算払</p> <p>第〇条 規則第15条第2項に規定する請求は、精算払にあつては様式第〇号により、概算払にあつては様式第〇号により行うものとする。</p> <p>(補助金等の返還)</p> <p>第〇条 規則第17条第1項に規定する通知は、様式第〇号により行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第〇条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、〇〇年〇月〇日から施行する。</p>	<p>精算額で交付する場合は不要。概算払、精算払</p> <p>第〇条 規則第15条第2項に規定する請求は、精算払にあつては様式第〇号により、概算払にあつては様式第〇号により行うものとする。</p> <p>(補助金等の返還)</p> <p>第〇条 規則第17条第1項に規定する通知は、様式第〇号により行うものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第〇条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、〇〇年〇月〇日から施行する。</p>	

伊予市補助金等に関するガイドライン様式 新旧対照表

新	旧	備 考
<p>伊予市〇〇〇〇補助金交付申請書 伊予市長 様 伊予市〇〇〇〇補助金の交付を受けたいので、 _____ 下記のとおり申請します。</p>	<p>伊予市〇〇〇〇補助金交付申請書 伊予市長 様 伊予市〇〇〇〇補助金の交付を受けたいので、<u>伊予市補助金等交付規則第5条第1項の規定により</u>、下記のとおり申請します。</p>	<p>20ページ 市長名を入れない。 規則の参照は、間違いの元のため削除</p>
<p>様式第〇号（第〇条_____関係） 事業計画書</p>	<p>様式第〇号（第〇条第2項関係） 事業計画書</p>	<p>21ページ 第2項は削除</p>
<p>様式第〇号（第〇条_____関係） 収支予算書</p>	<p>様式第〇号（第〇条第3項関係） 収支予算書</p>	<p>22ページ 第3項は削除</p>
<p>様式第〇号（第〇条関係） 伊予市〇〇〇〇補助金交付決定通知書 <u>伊予市指令第 号</u> 年 月 日 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名 様 伊予市長 印 年 月 日付けで申請のあった伊予市〇〇〇〇補助金については、下記のとおり決定したので、</p>	<p>様式第〇号（第〇条関係） 伊予市〇〇〇〇補助金交付決定通知書 <u>第 号</u> 年 月 日 住所又は所在地 氏名又は団体名 及び代表者氏名 様 伊予市長 印 年 月 日付けで申請のあった伊予市〇〇〇〇補助金については、下記のとおり決定したので、</p>	<p>23ページ 伊予市指令第 号とする。</p>

新	旧	備 考
<p>通 知します。</p> <p>記 決定事項、条件を記載する。</p> <hr/> <p>伊予市〇〇〇〇補助金変更承認申請書 伊予市長 様</p> <p>年 月 日付け伊予市指令第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり内容を変更したいので、</p> <p>_____関係書類を添えて申請します。</p> <hr/> <p>伊予市〇〇〇〇補助事業中止（廃止）承認申請書 伊予市長 様</p> <p>年 月 日付け伊予市指令第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、</p> <p>_____その承認を申請します。</p> <hr/> <p>様式第〇号（第〇条関係） 伊予市〇〇〇〇補助金変更承認通知書</p>	<p>伊予市補助金等交付規則第6条第3項の規定により通知します。</p> <p>記</p> <p>1 交付決定 (1) 交付決定額 _____ 円 (2) 交付条件 2 交付しない決定 (理由) _____</p> <hr/> <p>伊予市〇〇〇〇補助金変更承認申請書 伊予市長 _____ 様</p> <p>年 月 日付け _____ 第 _____ 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり内容を変更したいので、<u>伊予市補助金等交付規則第8条の規定により</u>、関係書類を添えて申請します。</p> <hr/> <p>伊予市〇〇〇〇補助事業中止（廃止）承認申請書 伊予市長 _____ 様</p> <p>年 月 日付け _____ 第 _____ 号により補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、<u>伊予市補助金等交付規則第8条の規定により</u>、その承認を申請します。</p> <hr/> <p>様式第〇号（第〇条関係） 伊予市〇〇〇〇補助金変更承認通知書</p>	<p>規則の参照は、間違いの元のため削除</p> <p>交付の要件は、補助金によって異なるため、決定事項、条件を記載する。</p> <p>24ページ 市長名は入れない。 伊予市指令第 号とする。 規則の参照は、間違いの元のため削除</p> <p>25ページ 市長名は入れない。 伊予市指令第 号とする。 規則の参照は、間違いの元のため削除</p> <p>26ページ</p>

新	旧	備 考
<p>年 月 日付けで変更承認申請のあった補助事業については、下記のとおり決定したので_____通知します。</p>	<p>年 月 日付けで変更承認申請のあった補助事業については、下記のとおり決定したので、<u>伊予市補助金等交付規則第9条第2項の規定により</u>通知します。</p>	<p>規則の参照は、間違いの元のため削除</p>
<p>様式第○号（第○条関係） 伊予市○○○○補助事業中止（廃止）承認通知書</p>	<p>様式第○号（第○条関係） 伊予市○○○○補助事業中止（廃止）承認通知書</p>	<p>27ページ</p>
<p>年 月 日付けで中止（廃止）承認申請のあった補助事業については、下記のとおり決定したので_____通知します。</p>	<p>年 月 日付けで中止（廃止）承認申請のあった補助事業については、下記のとおり決定したので、<u>伊予市補助金等交付規則第9条第2項の規定により</u>通知します。</p>	<p>規則の参照は、間違いの元のため削除</p>
<p>伊予市○○○○補助事業実績報告書 伊予市長__様 年 月 日付け伊予市指令第__号で補助金の交付決定を受けた補助__事業が完了したので、_____下記のとおり報告します。</p>	<p>伊予市○○○○補助事業実績報告書 伊予市長__様 年 月 日付け__第__号で補助金の交付決定を受けた補助<u>対象</u>事業が完了したので、<u>伊予市補助金等交付規則第12条第1項の規定により、</u>下記のとおり報告します。</p>	<p>28ページ 市長名は入れない。 伊予市指令第__号とする。 規則の参照は、間違いの元のため削除</p>
<p>様式第○号（第○条__関係） 事 業 報 告 書</p>	<p>様式第○号（第○条<u>第2項</u>関係） 事 業 報 告 書</p>	<p>29ページ 第2項は削除</p>
<p>様式第○号（第○条__関係） 収 支 決 算 書</p>	<p>様式第○号（第○条<u>第3項</u>関係） 収 支 決 算 書</p>	<p>30ページ 第3項は削除</p>

新	旧	備 考
<p>収支決算書の提出の際には、補助事業__の施行に関して徴した領収書等の写しを添付してください。</p> <hr/> <p>様式第〇号（第〇条関係） 伊予市〇〇〇〇補助金確定通知書</p> <p>年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので____通知します。</p> <hr/> <p>伊予市〇〇〇〇補助金交付請求書 伊予市長__様</p> <p>年 月 日付け__第__号で補助金の交付決定（補助金の額の確定）を受けた補助事業について、____次のとおり請求します。 ※補助金の取扱いに合わせた表現とすること。</p> <hr/> <p>伊予市〇〇〇〇補助金返還命令書 年 月 日付け__第__号で交付決定した（補助金の額を確定した）伊予市〇〇〇〇補助金について、次のとおり返還を命じます。 ※補助金の取扱いに合わせた表現とすること。</p>	<p>収支決算書の提出の際には、補助事業等の施行に関して徴した領収書等の写しを添付してください。</p> <hr/> <p>様式第〇号（第〇条関係） 伊予市〇〇〇〇補助金確定通知書</p> <p>年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、<u>伊予市補助金等交付規則第13条の規定により</u>通知します。</p> <hr/> <p>伊予市〇〇〇〇補助金交付請求書 伊予市長__様</p> <p>年 月 日付け__第__号で補助金の交付決定を受けた<u>補助対象事業について、伊予市補助金等交付規則第15条第2項の規定により、</u>次のとおり請求します。</p> <hr/> <p>伊予市〇〇〇〇補助金返還命令書 <u>伊予市補助金等交付規則第17条第1項の規定により、</u> ____次のとおり返還を命じます。</p>	<p>「等」の削除</p> <p>31ページ</p> <p>規則の参照は、間違いの元のため削除</p> <p>32ページ 市長名は入れない。 規則の参照は、間違いの元のため削除</p> <p>個々の補助金に合わせる。</p> <p>33ページ 規則の参照は、間違いの元のため削除</p> <p>個々の補助金に合わせる。</p>